

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） （11・21揭示）	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（高齢者福祉課）	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出（ " ）	2
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の届出（ " ）	2
○私立専修学校の設置の認可（私学・大学支援課）	3
◎告示（地方卸売市場の開設者及び告示の廃止）の一部改正（地域農業推進課、水産流通課）	4
◎告示（地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止）の一部改正（ " ）	4
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（5件）（治山林道課）	5
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課）	5
○道路の区域変更（4件）（道 路 課）	5
○道路の供用開始（ " ）	6
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部を改正	6
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	7
落札公告	
○落札者等の公告（土木政策課）	7

告 示

高知県告示第893号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（平成30年11月）の数量を超えるおそれが著しく大きいと認めため、同法第10条第2項の規定により、平成30年11月21日から同月30日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

平成30年11月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第901号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所又は施設の名称	事業所又は施設の所在地	サービスの種類
3970500769	有限会社空海	土佐市宇佐町宇佐3157番地2	平成30年4月1日	訪問介護サービスステーション「てとて」	土佐市宇佐町宇佐3157番地2	訪問介護
3971000439	合同会社ゆらり	四万十市駅前町13番3号 大正ビル1F	〃	ヘルパーステーションゆらり	四万十市駅前町13番3号 大正ビル1F	訪問介護
3972501369	社会福祉法人榑原町社会福祉協議会	高岡郡榑原町川西路2321番地1	〃	デイサービスゆるり	高岡郡榑原町榑原1212番地2	通所介護
3970600460	合同会社ベスト	須崎市大間本町4番1号	平成30年6月1日	ヘルパーステーション・ベスト	須崎市大間本町4番1号	訪問介護
3970600478	株式会社優心	須崎市吾井郷乙498番地5	〃	デイサービスしいの実	須崎市大間本町16-30	通所介護

高知県告示第902号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
39706	ベストケ	高岡郡日高村岩	平成30年5	ヘルパー	須崎市大間本町	訪問介護

00445	アリング株式会社	目地1028番地3	月31日	ステーション・ベスト	4番1号	
3970900225	社会福祉法人幡多福祉会	宿毛市平田町中山867	平成30年6月17日	幡多希望の家ヘルパーステーション	宿毛市山奈町芳奈3365番地	訪問介護
3912511114	医療法人高幡会	高岡郡四万十町古市町6番12号	平成30年6月30日	あけぼの指定訪問介護事業所	高岡郡四万十町古市町6番12号	訪問介護
3910810872	医療法人たんぼぼ清悠会	土佐清水市天神町14-18	平成30年7月1日	しみず訪問介護事業所	土佐清水市天神町14-18	訪問介護
3970700070	特定非営利活動法人高知県介護の会	四万十市国見929番地1	平成30年7月31日	ヘルパーステーションえびす	四万十市国見929番地1	訪問介護
3970600080	土佐くろしお農業協同組合	須崎市多ノ郷甲3751番地11	平成30年9月30日	J A土佐くろしお指定訪問介護事業所	須崎市多ノ郷甲3751番地11	訪問介護
3970600213	ア・バン・ウン有限会社	須崎市吾井郷乙1909番3	平成30年9月30日	デイ・サービスどんぐりの里	須崎市安和1201番地54	通所介護

高知県告示第903号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があった。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	施設の名 称	施設の所在地	サービスの種類

39111 10025	医療法人 同仁会	香美市土佐山田 町百石町二丁目 5番20号	平成30年1 月1日	同仁病院	香美市土佐山田 町百石町二丁目 5番20号	介護療養 型医療施 設
39109 10169	医療法人 祥星会	宿毛市押ノ川 1196番地	平成30年4 月1日	聖ヶ丘病 院	宿毛市押ノ川 1196番地	介護療養 型医療施 設
39124 10168	医療法人 光生会	吾川郡いの町 3674番地	平成30年9 月30日	森木病院	吾川郡いの町 3674番地	介護療養 型医療施 設

高知県告示第904号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定によ
り、私立専修学校の設置を次のとおり認可した。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

学校名	設置者名	認可年月日
専修学校香南学園	社会福祉法人香南会	平成30年11月30日

高知県告示第905号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の地方卸売市場の開設の許可をしたので、平成23年4月高知県告示第236号（地方卸売市場の開設者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

表中

42	高知市	高知市本町五丁目1番45号	高知市公設水産地方卸売市場	高知市弘化台12番12号	〃	平成26年3月28日
----	-----	---------------	---------------	--------------	---	------------

を

42	高知市	高知市本町五丁目1番45号	高知市公設水産地方卸売市場	高知市弘化台12番12号	〃	平成26年3月28日
43	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町乙883番地69	地方卸売市場奈半利町漁業協同組合魚市場	安芸郡奈半利町乙883番地69	〃	平成30年10月25日

に改める。

高知県告示第906号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の地方卸売市場の卸売業務の許可をしたので、平成23年4月高知県告示第237号（地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

表中

49	土佐水産株式会社	〃	〃	〃	〃
----	----------	---	---	---	---

を

49	土佐水産株式会社	〃	〃	〃	〃
50	奈半利町漁業協同組合	安芸郡奈半利町乙883番地69	地方卸売市場奈半利町漁業協同組合魚市場	〃	平成30年10月25日
51	高知県漁業協同組合	高知市本町一丁目6番21号	〃	〃	〃

に改める。

高知県告示第907号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年6月農林省告示第682号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第908号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年3月農林省告示第198号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第909号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年3月農林省告示第223号（国有林を除く。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第910号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年8月農林水産省告示第142号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第911号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年4月農林水産省告示第416号（二から四までに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第912号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡奈半利町	山下 弘 茂
〃	松 村 祐 一
〃	入 交 洋 文

(2) 加入区の名称

奈半利町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

奈半利町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成30年11月30日から同年12月14日まで

(2) 縦覧場所

奈半利町漁業協同組合

高知県告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

2 路 線 名 441号

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐口屋 内字中熊神山833番	前	7.9	

5から 四万十市久保川字大 平口39番1まで		}	674
四万十市西土佐口屋 内字中熊神山833番 5から 四万十市西土佐口屋 内字中熊神山833番 3まで	A	13.8 }	29
四万十市西土佐口屋 内字中熊神山832番 から 四万十市久保川字大 平口39番1まで	B	9.3 }	785

高知県告示第914号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内出見字 汐ヤ崎997番から 須崎市浦ノ内出見字 汐ヤ崎984番1地先 まで	前	13.8 }	40
	後	16.3 }	40

高知県告示第915号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山梶谷字 亀ノ許552番2から から 高知市土佐山梶谷字 柿ノ平559番1まで	前	3.8 }	111
	後	8.0 }	111

高知県告示第916号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町南川 口字ウリウノ332番 1	前	4.7 }	13
	後	6.5 }	13

高知県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町七里字漆ノ 窪乙7番2から 高岡郡四万十町中村字徳才 野366番まで	115	平成30年11月30 日

公営企業局管理規程

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月30日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「麻醉科」を「麻醉科 病理診断科」に改める。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第69号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月30日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

目次中
「第18章 海区漁業調整委員会委員選挙（第77条・第78条）
第19章 政治団体の収支報告書等の閲覧等（第79条―第80条の2）
第20章 補則（第81条・第82条）」
を
「第18章 海区漁業調整委員会委員選挙（第77条・第78条）
第19章 補則（第79条・第80条）」
に改める。
第19章を削る。

第20章第81条を同章第79条とし、同章第82条を同章第80条とし、同章を第19章とする。

別記第28号様式の2中「及び政党の支部報告書等の閲覧請求書」、「（政党助成法第32条第5項）」及び「又は政党（支部）の名称」を削る。

別記第45号様式及び別記第46号様式を削る。

附 則

この告示は、平成30年11月30日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第18号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1大豊町教育委員会事務局の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井住友・田邊・山本・鍋島特定建設工事共同企業体 高知

市福井町743番地

- 5 落札金額
2,771,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成30年8月17日